

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正案	現行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（無届募集等について）</p> <p>4-23</p> <p>イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応</p> <p>有価証券届出書又は発行登録書（発行登録追補書類を含む。）（以下 4-23 において「有価証券届出書等」という。）を提出せずに、募集又は売出し（法第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。）を行っている場合（以下 4-23 において「無届募集等」という。）に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合</p> <p>直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する<u>方法又は様式 4-2 の文書による照会等</u>により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する（捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く）。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（無届募集等について）</p> <p>4-23</p> <p>イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応</p> <p>有価証券届出書又は発行登録書（発行登録追補書類を含む。）（以下 4-23 において「有価証券届出書等」という。）を提出せずに、募集又は売出し（法第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。）を行っている場合（以下 4-23 において「無届募集等」という。）に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 無届募集等を行っていることが判明した場合</p> <p>直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する等の<u>方法により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する（捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く）。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p><u>(3) 無届募集等を行っている</u>と断定するまでには至らない場合</p> <p><u>実態把握の結果、当該行為者が無届募集等を行っている</u>と判明するまでには至らない場合であっても、<u>行っているおそれがあると判断される場合には、様式 4-2 により文書による照会を行う（捜査</u></p>

(3) (略)

(4) (2)②の警告又は(3)の告発を行ったときは、これらの措置の対象となった行為者の商号又は名称、所在地及び代表者の氏名等について公表するとともに、警告を行った文書等の写しを速やかに金融庁へ送付する。送付を受けた金融庁においては、公表が行われた行為者の一覧表を作成し公表するものとする。

なお、警告の対象となった行為者の所在地が虚偽であることが明らかでない場合や、行為者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく、上記の公表等を行うものとする。

(様式4-1)・(様式4-2) (略)

ロ (略)

5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率(以下5-11において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

①・② (略)

5-12-2 連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号に規定する連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項に規定する財務諸表の組替え、連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項に規定する修正再表示並びに財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定(以下5-12-2において

当局による捜査に支障が出る場合は除く)。

(4) (略)

(新設)

(様式4-1)・(様式4-2) (略)

ロ (略)

5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率(以下5-11において「PER」という。)及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第4項の規定による書類(以下「大量保有報告書等」という。)の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。

①・② (略)

5-12-2 開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項の規定による遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項の規定による財務諸表の組替え並びに連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第

「遡及適用等」という。)を行った場合は、開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等(開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。)について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

(削る)

(新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について)

15-5 (略)

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c 及び d の規定による最

2条第53項の規定による修正再表示(以下5-12-2において「遡及適用等」という。)は、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等(開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。)について行わなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等を行うことは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

(発行価格等に係る情報の提供方法)

15-5 開示府令第14条の2第1項第3号に規定する「他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨」とは、例えば、書面の交付若しくは説明、ファクシミリ装置による通信、電子メールによる送信、口頭による説明、電話による音声案内等の方法により、当該事項に係る情報を取得した旨をいうものとする。

(新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について)

15-6 (略)

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c 及び d の規定による最

近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c の(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するcの(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するdの(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第2条第23号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第18号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

C 個別ガイドライン

III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

(1) 審査対象先

①～③ (略)

④ 法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券 (以下④において「有報提出対象株券」という。) についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であって、割当予定先又は発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第2号ハに規定する

近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c の(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するcの(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するdの(d)に掲げる項目 (以下5-21-2において「四半期情報項目」という。) の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第20条第3項若しくは四半期財務諸表等規則第15条第3項に規定する暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

C 個別ガイドライン

III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

(1) 審査対象先

①～③ (略)

④ 法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する株券 (以下④において「有報提出対象株券」という。) についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であって、割当予定先又は発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第2号ハに規定する

「多数のものに譲渡されるおそれが少ないもの」には該当しないものと考えられる。よって、今回、第三者割当の開示内容が改正されたことに鑑み、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告書を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

「多数のものに譲渡されるおそれが少ないもの」には該当しないものと考えられる。よって、今回、第三者割当の開示内容が改正されたことに鑑み、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告書を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。